

# 「三重県青少年健全育成条例」の改正について

## 1 条例改正の経緯

青少年が、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、SNSや電子メール等で送信させられる、いわゆる「自撮り被害」が全国で増加傾向にあり、三重県でも被害が発生しており、対策が必要となっています。

こういった犯行は、青少年の性に対する判断能力が未熟であることに乗じて行われる極めて悪質なものである上、画像がインターネット上に流出する危険性が高く、一度流出した画像については回収が不可能となり、将来にわたって青少年を苦しめる要因となることから、三重県青少年健全育成条例を改正し、被害の防止を図ります。

## 2 改正内容

現行の条例に以下の内容の条文を加えることとします。

- ① 何人も、青少年（※注）に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。
- ② 上記①の児童ポルノ等の提供を求める行為のうち、次に掲げる行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
  - ・拒まれたにも関わらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
  - ・欺き、威迫し、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
  - ・対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

## 3 今後の予定

令和元年	10月	パブリックコメント実施
令和2年	2月	議案提出
	3月	常任委員会（議案審議） 公布
	10月	施行（予定）

## 4 条例改正後の県の取組

条例改正の周知啓発活動として、インターネットの適正利用等の講座、青少年および保護者への啓発活動、県内小中学校・高校等の生徒や保護者へのリーフレット配布等を行い、被害の防止につなげます。

※注：青少年とは18歳未満の者（婚姻により青年に達したものとみなされる者を除く者）をいいます。